## 定期積金規定

### 1. (掛金の払込)

この積金は通帳記載の払込日および記載した特定月に掛金を払込ください。ただし、特定月の払込は年2回とし初回と初回以降の間隔は6か月均等間隔とします。払込のときは必ずこの通帳を持参してください。

#### 2. (証券類受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込記載を取消したうえ、当店で返却します。

# 3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。なお、満期日の前には解約できません。

#### 4. (払込の遅延)

この積金の払込が遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の年利回り(年 365 日の日割計算)による遅延利息をいただきます。

#### 5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、通帳見返し記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込が行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日に おける普通預金利率によって計算します。
  - ②この積金を第8条第1項および預金等共通規定第8条第2項または第3項の規定によりこの積金を満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
  - ③この計算単位は1円とします。

### 6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

#### 7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

# 8. (解約)

- (1) この積金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この積金を解約するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

## 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の 債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、 預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保 するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
  - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮し、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ①この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手統きについて別の定めがあるときには、その定めによるもの とします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができ るものとします。

以上 (2020.4)

